

## 伊佐浜の土地闘争、51年目の歩み

戦後、米軍は沖縄住民の私有地を軍事基地の建設用地とするため、一九五三（昭和二八）年四月、土地収用令を公布し、土地の強制接収に乗り出しました。

那覇市や読谷村、伊江島で土地を接収した米軍は、宜野湾市の伊佐浜でも一九五五（昭和三〇）年三月二日に三万坪、同年七月一日には十萬坪を接収しました。部落内にブルドーザーで突入した米軍は、住民一三六名の家屋三二戸を取り壊しました。土地を失い、

大山小学校に仮住まいを強いられた住民は、インヌミヤードウイ（現・沖縄市高原）への移住を強

いられました。なかには、ブラジルやポリビアに移住する者もいました。

土地接収を巡り、伊佐浜の住民以外にも、各地から支援者が集い、伊佐浜の土地闘争は地域を越えた広がりをみせました。その気運は島ぐるみ土地闘争へと発展し、沖縄の実情を国内外に知らしめました。

今年には伊佐浜の土地闘争から五一年目を迎えます。沖縄戦から土地闘争を通して、戦後の宜野湾市のあり様を振り返ってはいかでしょうか。



「金は一年土地は万年」とノボリを立て、接収反対のために集った支援の人々（伊佐浜、1955年）（『写真集「ぎのわん」』より）

### 《写真パネル展「伊佐浜の土地闘争」(仮)の案内》

いつ：6月19日(月)～30日(金)

どこで：宜野湾市役所本庁1階ロビー

内容：写真パネル等を用いて、沖縄戦から伊佐浜の土地闘争までを振り返り、宜野湾市の戦後について考えてみたいと思います。

◎「宜野湾市史」への問い合わせ  
教育委員会文化課 ☎ 893-4431

## 福祉保健部からのお知らせ

### 障害福祉課 TEL893-4411 (内線161)

(宜野湾市重度心身障害者(児)医療費助成について)

心身に重度の障害のある方の保健と福祉の向上に資するため、保険診療による医療費の一部を助成します。ただし、本人や配偶者及び扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は該当しません。

#### 1. 助成を受けることができる対象者

宜野湾市に居住し、

- ① 身体障害者手帳を所持する障害程度が1級、2級に該当する者
- ② 療育手帳を所持する知的障害の程度がA1、A2に該当する者
- ③ 乳幼児医療(満3歳)を終えた障害程度1、2級又はA1、A2に該当する者

#### 2. 申請の手続き(持参するもの)

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 医療保険被保険者証
- ③ 本人の預金通帳(郵便局は除く)
- ④ 印鑑(認印でよい)
- ⑤ 本人、配偶者又は扶養義務者の所得証明書

(特別障害者手当・障害児福祉手当について)

◆精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とされる障害者の負担の軽減を図ることを目的に手当を支給しています。認定については、提出された申請書類の審査に基づきおこなわれます。

#### 1. 特別障害者手当

対象者：20歳以上で重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者

支給月額：26,440円(平成18年4月1日現在)

支給制限：施設への入所や病院への3ヵ月以上の入院、または本人及び扶養義務者の所得が一定額を超えた場合支給対象外になります。

#### 2. 障害児福祉手当

対象者：20歳未満で重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児

支給月額：14,380円(平成18年4月1日現在)

支給制限：施設への入所や公的年金の受給、または本人及び扶養義務者の所得が一定額を超えた場合支給対象外になります。

### 児童家庭課 TEL893-4411 (内線181・283)

平成18年度 児童手当現況届けのお知らせ ～受給中の方へ～

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を平成18年5月31日以降、引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。(0歳～新小学校4年生のみ世帯対象)

※小学校5～6年生の児童がいらっしゃる世帯は「現況届」提出の必要はありません。ただし受給者(振込がある方)の保険証が平成17年6月1日～平成18年5月31日の間に切替わった方や、平成18年度の所得申告を宜野湾市外で行なっている方は【受給者の保険証】、【H18年度児童手当用所得証明書】の提出が必要となります。

と き ●平成18年6月中(土・日・慰霊の日を除く)

場 所 ●宜野湾市役所 2階ホール

必要書類：①印かん(認印可)

②父・母・子の健康保険被保険者証のコピー(社保・郵政・独立行政法人・琉大など)

③平成18年度 児童手当用所得証明書

⇒平成18年1月1日に他市区町村に住所があった父・母

④児童の住所が市外にある方⇒18歳未満の児童の住民票謄本

⑤IDカード・外国人登録済証明書又は外国人登録カード

その他、必要に応じて提出をしていただく書類があります。

### 『慰霊の日』沖縄全戦没者追悼式のご案内

沖縄県は、太平洋戦争において国内で唯一、一般人をも巻き込んだ悲惨な地上戦となり、多くの尊い命とかけがえのない財産・文化遺産等が失われました。

このような歴史的事実を厳粛に受け止め、戦没者の御霊を慰め、戦争が再び起こる事のないよう、世界の恒久平和を願い、沖縄から世界へ平和のこころを発信するため、平和記念公園(糸満市摩文仁)において、沖縄全戦没者追悼式が行われます。

つきましては、多くの市民の皆さんが、ご参加いただきますよう、お知らせいたします。

日時 ●平成18年6月23日(金) 午前11時50分～午後12時40分

場所 ●平和記念公園(糸満市摩文仁)

主催 ●沖縄県

※追悼式へご参加できない皆様につきましては、ご家族揃って、戦没者の御霊をなぐさめるとともに、正午の防災無線のサイレンに合わせ、一分間の黙とうを捧げ、合掌されますことを心よりお願い申し上げます。

2006年  
宜野湾市慰霊の日事業

北島 角子

ひとり芝居「日本じん?」

日時：6月18日(日) 開場13:30 開演14:00

場所：宜野湾市民会館大ホール

入場料：500円(小学生以下無料)

● 憲法9条朗読

● ピースコンサート=そら

● ピース対談

● ロビー展示

お問い合わせ 企画部秘書広報課 893-4411 (423)